

◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正等に伴い、管理職員等の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)